

新型インフルエンザ等対策特別措置法第80条の規定に基づく過料等について

1 主旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第31条の6第1項の規定に基づき、本県では、4月5日から5月11日までの間、仙台市内の飲食店に対し、まん延を防止するために必要な措置（営業時間の変更等）の実施について協力要請するとともに、この要請に応じず、午後8時以降の営業を継続していると疑われる飲食店等について、複数回にわたり電話及び訪問による調査及び指導を行いました。

指導に従わず、午後8時以降の営業を継続していた飲食店15店舗について、法第31条の6第3項の規定に基づき、まん延を防止するために必要な措置（営業時間の変更）を講ずるよう命令を行い、更にその命令に従わなかった11店舗について、法第80条に基づき20万円以下の過料に処するよう、仙台地方裁判所及び盛岡地方裁判所に対して本日「過料事件通知書」を送付しましたので、お知らせします。

2 経緯等

- 4月5日～ 仙台市内の飲食店9, 013店舗に対する外観調査等開始
- 4月17日～ 時短要請に従っていない可能性のある飲食店への電話による連絡・指導・現地確認
- 4月19日～ 時短要請に従っていないことが確認された飲食店への電話による指導・現地確認の日程通告
- 4月20日～ 現地確認・指導、命令の事前通知
- 4月26日, 27日 事前通知に従ったか否かの現地確認
- 4月27日他 学識経験者等（医師、弁護士、経済団体関係者）の意見聴取
- 4月28日 弁明の機会の付与の通知（20店舗）
- 5月7日 命令・公表（15店舗）
- 5月8日 現地確認（命令に従ったか否かの確認）
- 5月14日 裁判所への「過料事件通知書」の送付（仙台地方裁判所5通・7店舗、盛岡地方裁判所2通・4店舗）

3 今後の予定

裁判所において、過料の裁判の手続きが進められる。

○参考（根拠法令等）

新型インフルエンザ等対策特別措置法

（感染を防止するための協力要請等）

第31条の6 都道府県知事は、第31条の4第1項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況の発生状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生状況を考慮して当該都道府県知事が定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業者を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

（中略）

3 第1項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（中略）

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の過料に処する。

1 第31条の6第3項の規定による命令に違反したとき。